
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成29年12月11日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成29年12月11日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））
- 日程第2 議案第60号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第61号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第62号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）について
- 日程第5 議案第63号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第6 議案第64号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第7 議案第65号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））
- 日程第2 議案第60号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第61号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第62号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）について
- 日程第5 議案第63号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第6 議案第64号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について

日程第 7 議案第 65 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について

出席議員（8 名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員

8 番 井 藤 稔

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午前 9 時 00 分開議

○議長（山路 有） みなさん、おはようございます。大へん寒くなりましたので、体調管理には十分に気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は 8 名であります。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

ここで本日の議案質疑について再度確認をしたいと思います。同一議員につき、同1議案3回までというふうになっております。内容を要約され、わかりやすい質疑をお願いしたいと思います。

日程第1 議案第59号

○議長（山路 有君） まず、日程第1、議案第59号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。この投票についてなんですけれども、投票所の立会人を防災無線で募集していらっしゃるんですけども、応募状況を聞かせて下さい。

○議長（山路 有君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） それは当日の分ですか。はい、当日、投票立会人は2名ということで管理者1名と3名ということで、立会人については前半と後半と分けてということしております。はい、ですから2名、管理者合わせて3名ということで、述べ5名ということです。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） えっと、そうしますと、期日前投票も今たくさんされていますけれども、期日前投票の立会人はどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） はい、10月11日から前日の21日まで、毎日投票管理者と立会人3名ということで、すべて3名で行っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 以上の皆さんは、その呼びかけに応募して来られた人ですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 応募して来られた方もありますし、こちらからお願いした部分もあります。なかなか、立会人さんになっていただく方というのは結構大へんで、毎回苦慮するところですけども、そういうかたちですべての方に、まあ何回か出ていただく方もありますし、

1 回の方もありますけれども、そういうかたちですべての投票立会をしていただくようお願いをしております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。ちょっとはじめにお願いでもないですけども、ちょっとお聞きしたいです。今回、専決処分、専決処分はしないようにっていうことは思ってますけれども、今回衆議院が突然に解散したことによるものであるということでは理解はしていますが、普通の補正とは違いますので、ここに専決を必要とした要旨ということをちょっと入れていただくといいなと思うんですけども、なぜ、専決をしたかということ、なんていいですかね、よその議会を聞いてみますとそういう改正については、条例も含めてですけども、全部要旨が入れられてます。この条文はわかります。自治法に書いてある議会が開けないことによって、まあ専決をするということがありますけれども、国からくる条例改正にしてもみんな要旨が書いてありますよね。それがちよつとこう入れてあるんですね、どういうことで今回改正をしますということが、それが今後入れてもらえないかということが 1 点です。

それとあとひとつ、あの、5 ページですけども、役務費と委託料の中に計数器等の点検手数料というのと、委託料に電算処理業務委託料というのがあります。選挙に使われたということはわかりますが、これはどういうその点検というのはこの職員でするのではなくて、どっかに委託して計算をしてもらわれるのか。そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。あの、要旨についてはちょっと検討したいと思います。

まず手数料の方ですけども、計数器とか交付器とか当日使うために点検をしておかないといけないということで、職員ではなくて委託をして、その台数分手数料として点検をしていただいております。

それから電算委託料につきましては、投票管理システムそれから投票所の入場券の発行等ありますので、電算委託料ということで支出をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 三島です。あの、手数料はわかりました。委託料ですけども、どっかに委託をしてもらうのではなくて、ですか。なんかちょっと、今のわからなかったですが。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） すみません。言い方が悪かったか知れませんが、委託をして、投票管理システムと、投票管理をしないといけませんので、そのシステムとそれから入場券の発行ということで、業者に委託をして出させていただいております。入場券を発行しております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 職員さんが投票に行った時出してこられますよね。投票用紙、投票の委託料と、投票用紙、「入場券」呼ぶ者あり] 入場券 [「入場券とあとシステム管理」と呼ぶものあり] 入場券を委託をしてやってもらうということですか。

わたしの勘違いでした。はい、申し訳ありません。わかりました。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 2 議案第 60 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 60 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。この改正されるという要旨はよく理解します。

またあの、わたしが条例のことをいいますけれども、この改正前という条例が書いてありますけれども、これは現在公表されておる条例と合致してますでしょうか。なんか私ずっと見てみますのに、なんか違うではないかなという気がするんですけども、条例はどっか第一法規でしたかね、どっかに委託をして修正してもらうということがありましたが、これはどれくらいかかるもんですか。すごい時間が、期間がかかっているんじゃないかなと、そういうのを公表していいのかなということを思いますが、まずはじめに合致してるかどうかということをお答えいただければと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応私が持っている育休の条例につきましては、この改正前とい

うことでインターネットからスーパー例規ということで見れる部分についてはぎょうせいの方
でしていただいておりますので、改正がもう行われたものであります。ただ、さっき言われまし
たように、どうしても議会が終わってその条例改正をして、それから次の段階でチェックをした
り、いろいろ期間がかかりますので多少タイムラグはあると思いますけれども、できるだけ早く
新しいものになるようにしていますので、その辺はご理解をいただきたいという具合に思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） そう思って、交付の日などをちょっと調べてみましたけれども、
県のものも、ずっと何回かこれまでされていますよね。期間短くて、今年の 10 月 1 日から変わ
ったものもありますし、そういうこともきちんとか書いてありますけれども、わたしが見た公
開されておる条例をみるとそういうことが載っていなかったんですよね。これはどれくらいの日
数を要するものかなっていうことを思いました。ここにはきちんとして出して来られるので、先回改
正が議会に出されたものとみてみましたら、まああつてはいましたけれどもいちいちそうしな
いとわからないものなのかどうかということがあります。委託をしてその修正していただい
ておるのに、期間が掛かりすぎ、税条例の時もそうだったですけれども、何期も遅れているよ
うな気がします。それを早くきちんとしてもらわないと、どれが本当かわからないなとい
うことを感じますが、その点どうお考えですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ご意見のとおり、できるだけ早くということで努力はして
おりますが、先ほどもご意見いただきましたので、もう一度その辺を確認をしながら
できるだけ早く、新しいものにといいことで努力をしたいと思っております。それから、
ホームページの例規集の方も少しタイムラグがあると思っておりますので、その
辺も職員に言いましてできるだけ早い段階での新しいものにさせていただきたい
と思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） あまり遅いようでしたら、多分契約をして委託料の支
払いになつてどうかというふうに思うんですけれども、その辺も検討をする必要
があるなということを感じましたので、その点どうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） その辺も含めて検討をさせていただきたいと思
います。以上です。

○議長（山路 有君） はかにありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 2点ほど質問させて下さい。たとえば育児休業中に、育児休業は第2子だったとします。1子も産休開けて育児休業になったら、退所しますよね、原則、その場合継続利用が必要な場合というので、就学前の子どもは継続してもいいよということが書いてありますけれども、たとえば1年半が2年になった場合、その途中で上の子が年長さんに対応する年齢になった場合は、その上の子どもさんは保育所に入所できるんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） それは保育所にあずかる、あずからないという話でしょうか。一応その保育所、保育所の基本のところがあるので、日吉津村の場合は就学前ということで育休ということで出てもらうということはないとは思いますが、原則はその育休になれば家でみれるということで、保育所から退所していただくというのが原則になると思うんですが、今の法律上、ですから2子が育休であったら、原則は上の子ども退所というのが基本ですが、ただ、そういうことがないような形では、日吉津の保育所はしてあるんじゃないかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、確認させて下さい。日吉津保育所の場合は、育休の期間が最長2年になりますので、その育休が終了するまでに、上の子どもさんが年長さんのクラスの該当年齢になられたら、その時点で保育所に行かせてもらえるってということですね。はい、いいですか。

で、もうひとつ、いいですか。

○議長（山路 有君） して下さい。まだ、2回目で続いていますよ。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 3ページの上の段から15行目なんですけれども、(1)の、4行目です。このところで、当該この1歳6ヵ月到達日において、この地方等育児休業している場合というのはどういうことを指しているのでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） これは里親等ということで、児童福祉法第27条第1項第3号の規定によりまして、小規模の保育所ですかね、小規模の住宅型児童養育事業を行うもの、または里親に委託したり、そういうところの方に委託されている方についてということで、職員の育児

休業のほかにその他のそれぞれ育児休業の法律がありますので、それに基づいた育児休業ということで、まあ、今回の育児休業のほかにその他の育児休業というのを含めて、全体を含めてその他、地方等育児休業ということになっております。もう一度言いますと、育児休業法その他の法律の規定による育児休業、これを地方等育児休業ということであります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第3 議案第61号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第61号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。2世帯改修工事が終了したというふうな説明をいただきました。この2世帯については入居される方が決まっているのでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員のご質問にお答えいたします。改修の方ですけれども、住宅の修繕といいますか、それについてはほぼ終わっておりますけれども、募集はまだ、これからでございます。まだ決まっておりません。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうすると防災無線等で募集をかけられるということでしょうか。

それ、いつごろですか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 募集等については、防災無線等で広くお知らせしないといけませんし、それから防災無線等でお知らせをさせていただいて、皆さんに周知をするように予定しております。時期的にはもう少し、後になるかと思っております。まだ、いつごろからということはまだちょっとまだ確定では決めておりません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 4 議案第 62 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 62 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括でお願いします。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。10 ページお願いします。一般管理費の委託料 26 万 5,000 円というのがありますが、これはどんなものかということをお願いいたします。説明願います。

それと 14 ページ災害対策費、備品購入費で 230 万これは Jアラートということの説明をいただきました。31 年度までに修正すればいいものを、今回前倒しで行うという説明がありました。当初の予算を計上する上において、当初予算に計上をしてなかったもの、予算要求してなかったものについては、補正予算は認めないという予算編成方針だったように記憶しております。その点で、なぜ今これをしなければならないかということをお願いいたします。

それと同じく災害対策費ですが、今回補正されている財源内訳について、これは 9 月補正からのつづきであります。この点についてわかるように説明をお願いします。12 月で補正しますという答弁でしたので、この点について説明をお願いいたします。

15 ページですが、扶助費 4 万 1,000 円が補正されております。このことについても、説明をお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。最初の 10 ページの電算委託料ということで、これは子育てワンストップサービスというのが始まるということで、このネットワークの設定変更を行わないといけないということで、その作業についての電算委託料であります。

それから 14 ページの備品購入費 Jアラート新型受信機の購入ということで、これについては今回通達がありまして、本来 30 年度末までにこの導入をしないといけないということが出てきて、まあ 30 年度の当初でということ考えておりましたけれども、国の方からも連絡がありまして、できれば 29 年度補正予算で対応されるところはないかということで、30 年度に集中するだ

ろうと、調査をされたら 1600 団体ぐらいが 30 年度の当初で行う対応だということがありましたので、国からも依頼があったので 29 年度の補正対応ということで、先になってやった方が早くできるかなと、これにつながらないと新しい Jアラートが鳴った時に、鳴らないということが起こりますので早いうちにとということで、今回補正予算で対応させていただきたいということであります。それから同じく災害対策費の 1,000 万ということですが、これは前回この災害対策費で福祉避難所の発電機の補正をしておりましたけれども、前回 9 月に減額ということでした時に、地域福祉基金の充当を残したままにしておりましたので、この部分について今回減額をさせていただいたということでありまして、その他の部分に 1,000 万の減額ということになっております。このために前回 1,000 万落しておりませんでしたので、一般財源との充当振り替えがありましたけれども、同じく今回 1,000 万を減額しましたので一般財源の 1,000 万との財源充当の振替えがあったということになります。

ただし、あの事業がここにありませんと、1,000 万だけ出てきますので、財源振替えという説明になりますけれども、この度今回の Jアラートの新型導入等がありましたので、説明の方には財源振替えとは載せておりませんが、実情はこの 1,000 万が財源振替えということで、もともと充てる先の事業がもうなくなっておりますので、そういう形でこの中では説明が書いてありませんけれども、そういう理由で財源振替えという形で△の 1,000 万ということになります。以上です。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えします。15 ページの教育振興費扶助費ですが、4 万 1,000 円につきましては説明のところに要保護、準要保護児童就学援助金と書いてありますが、準要保護の部分で該当させています。これは 30 年度新 1 年生になる、1 年生の新入学学用品費 1 名分を見込んで上げております。額につきましては、以前は、準要保護はそのままということでお話しはしていましたが、近隣の町とも協議しながら、国の要保護並みの 4 万 600 円を新入学の学用品費として充当するために上げております。これは 10 月の新入学児童の健診の時に説明をして、早めに申請をしていただかないと早い認定ができませんということでお話しをして、収入額もある程度の目安がつくような説明文章にして、説明をさせていただいたんですが、今のところ申請はありませんが、見込みとして、1 名分を上げておかないといけないということで、上げさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 先ほど30年度ということで、わたしが31年度と聞いてたのは間違ってますね。それは訂正させていただきます。いままで、今使用されておるものというのが、やっぱりこれは変えないと今後使用が不可能というか、むずかしくなるということからの買い替えということですか、それと国の方からということがありましたが、これ村債ということで地方債で借金ですよね。それを今回していくということですが、国からあるということは国の補助金というのが後ついてくるものでしょうか。その点をお聞かせ下さい。

それともう後一つですが、災害対策費の財源の内訳ですけれども、9月に一般財源が500万しかないところを990万くらいの減額がありました。これはわたしは、どういうふうにしてされたのかということが不思議だったんですね。そういうことも含めてその時に訂正を出して下さいってということを行ったんですけれども、12月に出しますということで押し切られてしまいました。今回出てきたのがまた、500万ですかね、くらいの一般財源なのに1,000万の一般財源が上がっています。先ほど特定財源っていいですかね、そういうものとの振り分けというか、そういうことがありましたということでしたけれども、わたしとしては、間違いはみんながあると思いますので、その気がついた時に早く訂正をするという、きちっとその時に訂正をしていく、時間が間に合わないことは無かったと思っていますので、その点が言いたかったわけです。やっぱりみんなにわたしたちも間違いはありますし、気が付いた時に早く修正、訂正していくというそういう心構えっていうか、そういうことをみんなに教えてほしいということを思いましたので、強く言いました。今回ちょっと、納得はいきませんが、こういうふうにして出さないとできないものだなあていうことを引きづっていますので、それはわかりますがちょっと理解ができない予算編成だったということを思っていますが、その点をちょっとお聞かせ下さい。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最初のJアラートですけど、今回この今の受信機を使い続けた場合には、正確な情報を伝えることができない。それからあらたにソフトウェアの導入が、今後困難ということもあったりして、まあ高処理の起震の採用が必要だということで、今回変えるということでこれを変えないとJアラートが鳴った時に、本当に鳴らないので早急にしないといけないということでさせていただくものであります。

それから1,000万については、議員ご指摘のとおり、その時点で直すべきだったという具合に思いますけれども、今回そういう処理をさせていただきましたので、今後はこういうことのないように的確な予算編成にしていきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） すみません。えーと、あの13ページから14ページにかけての住宅管理についてですが、この修繕料は何軒分でしょうかということと、その次の14ページ、役務費の関係、委託料の関係このちょっと、趣旨といいますか、なぜこうなのかということと、この業者の関係は決まっておるのでしょうか。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松田議員のご質問にお答えいたします。まず、13ページ目の施設修繕料につきましては、1戸分の金額でございます。次に、14ページ目になりますけれども、役務費、委託料につきましては、一応設計管理の委託料の中に9月で組んだ予算以外に、まだ必要な設計住宅性機能評価の業務というのをもうひとつ、しなきゃいけないということがわかりまして、これをこの度追加で補正をさしてもらうものと、それとまだ、一応これから業者設定はこれからでございます。もう少し後の時期に業者の方は決まります。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。あの、この設計住宅性機能評価というのはホームページを見たら、日本ERI株式会社というふうに書いてありますが、これはそういう専属ではないんですね。ちょっと、確認です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） その業者特定で、専属でということではないと理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。3点ちょっと、質問させていただきたいと思えます。まず、予算書のページをおって質問をしたいと思えます。

1点目は、先ほどの13ページの衛生費の中の償還金の部分で、墓地の永代使用料の返還金が12万8,000円、これもちょっと確認も含めてなんですけれども、この物件の件数そしてこの返還金の発生事由について説明をいただきたいというのが1点目。

2点目は16ページ、給与表です。給与表の特別職給与表の、議員数が1名減のように思いますが、これがそのまま表に掲示をされておることについての説明、それから24ページ償還

金の部分、償還金というより地方債の表です。これについての基本的な考え方について、お伺いをしたいと思います。

特に当該年度中の増減見込みのところの表についてなんですが、要するに当該年度、今年の起債の、要するに借入れをする額、それから右側はこれを元々の元金でいくら返しますよという表に分かれています。普通債とその他ということで大きくふたつに分かれるわけですが、特に土木費の場合には起債額に対して償還部分が約10分の1、それから8番の総務費ですね、これは逆に起債部分に対する償還見込み額が約7分の2です。それでその他ほかにもたくさんまだあるわけですが、これは基本的に借入れをする額が償還部分の約倍、2対1ということでトータル合計の部分でなめてみますと、借入れする額に対するお返しする部分が2対1と、約半分返していきますよという、大まかなボリューム計算になって行くというふうに見ております。それで特にここらの部分のまず、聞きたいのはこの土木費、それと総務費のこれらの起債の部分と償還見込み額に対する基本的な考え方と、その大まかな概要を説明いただきたいというふうに思います。以上3点。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。墓地の永代使用料の返還金についてですが、これにつきましては1件でございます。なんでそれが出てきたかということで、発生の事由ということですが、関係の方から申し出がございまして、やはり早い時期から予定といたしますか、そういった墓地といたしますか、墓地を用意しておられたようですけども、その後生活の変化等でやはりちょっと返還をしたいという申し出がありましたので、この度補正をしたものです。以上です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えします。16ページにつきましては、実際には今9名ということになっておりますけれども、議員の報酬を、減額をしておりますので今補正がないということで、10名と10名という形で実際に3月にその辺を落さないといけなかなということで、補正になった時にこの議員の人数も同時に減らすということで今回を補正をしておりますので、そういう結果になっているということであります。

それから起債につきましては、ちょっと細かい資料を持っておりませんので、もし必要であればちょっと時間をいただかなければ答えづらい部分があります。ただ、この総務費については土地開発公社の大きなものがありますので、これが今年度で終われば来年度はこの辺が少ない額に

なって来るかなという具合に思います。

ちょっと土木費については、今細かい資料を持っておりませんのでわかりませんが、まあ返還については、これからヴィレステひえづとかそういうところの返還も出てきますので、少しずつ元金償還の辺も多少増えてくるかなと思います。まあ、来年以降はこの起債の借入と返還が同じような形になって来るんじゃないかなという具合に思います。

あと、臨時財政対策債についても、これについては全体のお金を見ながら、満額借りるのか借りないのかというところもありますので、この辺は変動する部分があるという具合に思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員、資料は後からでもいいです。くわしい資料は。

○議員（7番 橋井 満義君） ちょっとまって、ちょっとつぎ質問。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） まああの、これらの起債の部分については、即答ができないということはわかりましたので、また改めて資料をいただいて、検討させていただきたいというふうに思います。まあとくに、先ほど申しました臨財債については借りたものの半分しか返せないということと、先ほどの課長の答弁でもありましたとおり、これはなぜ聞いたかという次年度の予算編成をこれからかかって行かれるということになりますので、それらの基本的な償還と、そのこれらの起債とのバランスをどのようにされるのかなということをお聞きして、次年度の予算編成の一つの指標として、わたしどもは頭に入れておきたいということで質問をさせていただいたわけでありまして、後日資料の方はお願いしたいというふうに思います。

それから給与表の部分では、わたしども議会に関することなので、うちの議会の云々ということもこれからはあると思いますけれども、と言いますが、やはりこれらの事象が発生したのは8月にしたわけで、9月の議会中にはやはり、そこは、なかなかむずかしいタイミングだったという事は理解をしておりますので、9月にはなかなか出せなかった。しかしながらこの部分では、やはり人的要件が明らかに変化をしたということから考えればですね、この給与表は毎定例会のこの予算には必ず付いて提出しなければならないということになっていますから、やはり変動が生じた場合には、速やかにここは対応するのが当然のことです。今後はこの部分は十二分に留意をしていただきたいというふうにわたしは思います。

それで一言言わせていただければですね、先ほどの専決処分がありましたけれども、専決処分というこの7ページ、専決されてますね。7ページの一般職の統括給与明細書を見て下さい。

6 ページですか、ごめんなさい。16 ページでいいです。17 ページだ、ごめんなさい。17 ページは一般職が出ていますけれども、一般職はここ速やかに、ここの 35 名から 34 名にちゃんと補正されていますよね。課長わかります。一人、1 名ね。[「非常勤」と呼ぶものあり] 非常勤、でも非常勤でもきちっとそれはされているということですよ。ですから、通常は議案書を提出する前の時点において、変化が生じた時には速やかに、給与表の修正はするべきということが当然のことのようにわたしは理解をしています。今回ので早々に云々ということ、ここでわたしは否定をしたくありませんけれども、この表の作り方のあり方についてはわたしが今申し上げたとおりで、認識を今後してはいけないのかどうか。3 月がついででちょうどいいからそこで直すのかということについては、わたしは少し懐疑的な気持ちで思っております。変化が生じた場合は速やかに修正するべきだないかなというふうにわたしは思いますけれども、それがわたしの言っておることがあっているのかどうかということについていかがですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この給与費明細は、補正予算を組んだ時に人件費関係を動かした時につけるもので、最初の専決も投票管理者とかそういう方たちの、まあ特別職の報酬がありましたので給与費明細の異動ということで付けました。今回も、非常勤の保育所の部分の非常勤の部分の動きましたので、補正があったということで動かしました。先ほども申しましたように、議会の人件費の補正をしておりませんので、ここの 16 ページは今現在は動いていないということで、この補正をした時に給与費明細ということで異動が出てきますので、言われるとおり 9 月にというのはちょっと難しく、ほんらいですと 12 月に補正するべきだったかも知れませんが、その辺についてはしておりませんので。今後まあそういう段階については、早い内にすべきだという具合に思います。まあ、一面については、多分 3 月で補正をさせていただくようになると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 今の答弁の論理でいきますと、補正のそれが上がってこないものについては、補正の云々が生じた場合には直すと、ということは今回 12 月で補正の云々という計上のそういうことが出た場合については、やりますよということの認識というふうに承りました。ですから、補正がこの度出てこなかったということで、承知しておりませんということの答弁のように受け取るわけですか。ということは、今回補正をしますよということがあった場合には、お直しになされたというか、直すべきだったというふうに考えておられますか。そこです。そこ

のルートは補正を担当のところから出てきて、それでここは給与明細表の人数をきちっとそこで出てきた時には直して、ということのルールで総務課は担当されるんだろうけれども、それがなかったためにこういうことになつとるということですかね。言つとることわかります。

ですから、それはルール上のことであって、それはやっぱり役場の庁舎内の中で、統一的な見解できちっとわたしはされるべきが本当だったかなというふうに思っておりますので、その部署を責めたり云々だということは申し上げているわけじゃないですけども、そういうのはわたしはひとつのルールとして、様々な部分で職員のふうぶんはきちっと変えてるはいいけれども、そういう特別職だとかその他特別職も報酬もきちっと、要するにお金の部分が変わったということの理屈ではいいかも知れんけれども、人的な変動があった場合でも同じことになるへんかなというふうにわたしは思いますので、その辺どうですかね。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 議会から上がってこなかったからしなかったということではなくて、基本的にそういう補正があった時にはここを動かして、給与費明細を付けますよということを基本的なところを言ったところで、実際にはその異動があった時本来すべきでしたけど、わたしの方もちょっとその辺忘れていたとか、異動のことをちょっと忘れておりましたので、言われて初めてああそういえば9人になっているんだなということがわかりましたので、本来ですと12月今回の補正をして、給与費明細を動かすべきだったなとそういう理解しておりますので、ただ今回12月補正でしておりませんので、次回でさしていただくということでご理解をいただきたいという具合に思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） さきほど、臨時財政、起債のところですけども、すみません。それあの、全額を借入れるかどうかはその時に検討してということがありましたけれども、今年度は全額ということの補正が出ましたね、9月に、それは基準財政需要額ですかね、それによって決まるということですので、来年は来年でまたその額によっていっぱい、いっぱいするかどうかということを決めるということなんでしょうか。今年今年、今年今年それ全額をやっぱり借入れはするということによろしいですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応満額借りる、まあ今年ですね、満額借りる予定で予算をした

ということで、ただ、3月になってみないと本当に全額借りるかどうかはちょっとわかりません。それから来年については、発行可能額がいくらになって、じゃあ、どれくらい予算をするかというのは、また来年の、全体のことを考えながら検討したいという具合に思っております。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ないようですので質疑を終わります。

日程第5 議案第63号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第63号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番三島です。4ページです。一般会計からの繰入金ですけれども、これは4,089万7,000円ということで、積立金に充てるものというふうに説明があったと思います。それに1,000万ほどをこの収入とか支出とかそれを調整して、加えてまあ5,000万ということだと思いましたが、この保険の繰入金のところになっています564万4,000円と3,525万3,000円、これは説明の中で6年間の激変緩和というのがあるけれども、3年間分の調整をして組んでいくということがありましたが、これはその3年間分を調整をしたものの額が出されておるということでよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。これまでのルール外の繰入金の過去3年間分の平均を見込んでの計上になります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第6 議案第64号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第64号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） ないようですので質疑を終わります。

日程第7 議案第65号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第65号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。5ページです。維持管理費にマンホールの400万が減額になっておりますが、これはどういうことからかを説明願います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。こちらのマンホールの工事につきましては、県道の改修に伴ってマンホールの鉄蓋の工事に当たるという計画を当初立てておりましたけれども、その時点でまだはっきりマンホールの改修が必要なエリアが、該当するかどうかという、まだはっきり確定がしてなかった状況で予算を計上させていただいたんですけれども、今回実施したその県道の工事のエリアには、マンホールを改修するところがなかったということで減額をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回の本会議最終日となりますけれども、12月15日午後1時30分より行いますので、本会議場にご参集下さい。

ご苦労さまでした。

午前 9 時 56 分 散会
